

(短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護)事業所チヂン園

(担当) 特養生活相談員
名嘉一博
電話0980-45-2273

短期入所生活介護 利用料(1日あたり基本金額)

ショート介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①基本料金	6,030	6,720	7,450	8,150	8,840
②サービス提供体制加算Ⅲ	60				
③ (①+②) ×処遇改善加算金13.6%	828	922	1,021	1,117	1,210
④ 1日あたり 計	6,858	7,642	8,471	9,267	10,050
④のうち、 介護保険から給付分	6,172	6,878	7,624	8,340	9,045
⑤ ④のうち、自己負担額	686	764	847	926	1,005

予防短期入所生活介護 利用料(1日あたり基本金額)

予防ショート	要支援1	要支援2
①基本料金	6,030	6,720
②サービス提供体制加算Ⅲ	60	
③ (①+②) ×処遇改善加算金13.6%	828	922
④ 1日あたり 計	6,858	7,642
④のうち、 介護保険から給付分	6,172	6,878
⑤ ④のうち、自己負担額	686	764



その他加算

送迎加算1回につき 片道 1,840円 自己負担 184円

緊急短期入所受入加算 1日 900円 自己負担 90円

介護予防短期入所生活介護費、短期入所生活介護費の居住費及び食費について
(1日あたり)

	第一段階	第二段階	第三段階①	第三段階②	第四段階 (基準費用額)
食費	300円	600円	1,000円	1,300円	1,445円
居住費 (多床室)	0円		430円		915円

一日あたりの自己負担は、介護度別の自己負担額と食費及び居住費の該当する段階の合計額が目安になります。

食費、居住費 利用者段階基準

介護保険負担限度額認定証に記載された額が適用されます。

利用者	負担段階	対象となる方	預貯金額（夫婦の場合）
第一段階	生活保護受給者		要件なし
	住民税非課税世帯（世帯を分離している配偶者含む） 老齢福祉年金受給者		1,000万円 (2,000万円)以下
第二段階	住民税非課税世帯（世帯を分離している配偶者含む） 老齢福祉年金受給者 年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方		650万円 (1,650万円)以下
第三段階①	住民税非課税世帯（世帯を分離している配偶者含む） 老齢福祉年金受給者 年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円超～120万円以下		550万円 (1,550万円)以下
第三段階②	住民税非課税世帯（世帯を分離している配偶者含む） 老齢福祉年金受給者 年金収入金額と合計所得金額の合計が120万円超え		500万円(1,500万円)以下
第4段階	世帯に課税者がいる者及び市町村民税本人課税者		

